09 スマート シティ デジタル

1　国民のつながれる権利の明確化

（提案要求先　デジタル庁・総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）国民の誰もがデジタルデバイスを介してネットワークに「つながれる権利」について法制度上明確にするとともに、必要な環境の整備をすること。
（２）デジタルデバイドの是正・解消のため、対面対応や人的支援等の代替・補完手段や、デジタルデバイスの利用、通信環境の格差に対応する全国共通の制度・枠組みを構築すること。
（３）上記の実現に向けたロードマップを提示すること。

＜現状・課題＞

（１）都は、多様なデジタルサービスが生み出され、誰もがサービスを享受できるとともに、データ利活用により様々な社会課題の解決がなされる社会の実現のため、あらゆる人やモノが、いつでも、どこでも、何があってもネットワークにつながる東京を目指している。

生活の様々な場面でデジタルツールの活用が進展している中、ネットワークに「つながれること」は、人々が最低限の生活を営む上で、もはやなくてはならないものとなりつつあり、その恩恵は誰もが享受できるものである必要がある。そのためには、希望する国民の誰もがスマートフォン等のデジタルデバイスを介してネットワークに「つながれること」が保障され、各種デジタルサービスが利用可能となるとともに、社会やコミュニティとの接点を持つことができる状態を実現しなければならない。

今後のイノベーションの進展や人口減少による働き手の減少に伴い、行政を含めた各種サービスのデジタル化及び自動化の進展は今後も加速度的に進んでいくものと考えられるが、令和３年法律第 35 号デジタル社会形成基本法等の国の法令においては、「つながれる権利」が明確に位置づけられていない。

すなわち、デジタル社会形成基本法等では、情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差の是正を定めているが、ネットワークに「つながれること」そのものは権利として整理されておらず、「つながれる権利」の法制度上の位置づけが不明確となっている。

また、国民に対して質の高い行政サービスを提供するためには、行政手続等のデジタル化を着実に推進するとともに、通信網やデジタル基盤の整備についても、計画的に実施していくことが求められる。

（２）全ての国民が、誰一人として排除されることなくデジタルの恩恵を享受す

るためには、心身等の状況や通信環境等の様々な事情により、デジタルデバイスの利用が困難な人や不慣れな人への対応を講ずることが不可欠である。そのためには、窓口等における対面支援や人的支援等の代替・補完手段を制度として構築した上で、デジタル化を推進する必要がある。

また、高齢者や障害者など、デジタルデバイスの操作に不慣れな方を対象として、各自治体において、スマートフォン教室の開催等の取組を進めているものの、財源・制度設計には限界があり、支援の有無や水準に地域差が生じている。

こうした状況は､行政サービスの利用機会に格差を生じさせるものであり、デジタルデバイドの是正・解消に向けた取組を一層推進することが求められる。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

＜具体的要求内容＞

（１）国民の誰もが、いつでもどこでもネットワークに「つながれる権利」について、法制度上明確にするとともに、国として「つながれる権利」の保障に向けた目指すべき状態目標などの統一的な考え方を整理すること。

（２）行政手続等について、デジタル化を着実に推進するとともに、通信網やデジタル基盤の整備を計画的に進め、デジタルデバイスを通じてネットワークにつながりたい人が便利で快適に行政サービス等を利用できる環境を整備すること。

（３）様々な事情によりデジタルデバイスの利用が困難又は不慣れな人等が、デジタル化の進展により行政サービスから排除されることのないよう、窓口等での対面対応や人的支援等の代替・補完手段を制度として構築した上で、デジタル化を推進すること。

（４）デジタルデバイスの利用や通信環境の格差を解消するため、利用支援のあり方や通信に係る負担の考え方について、全国共通の制度・枠組みを構築すること。

（５）上記（１）から（４）までの実現に向け、国・地方自治体・民間事業者の役割分担を明確化するとともに、制度の構築、財源措置、ガイドライン整備などのロードマップを提示すること。

２　「つながる東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等

（提案要求先　総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）５Ｇによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、高周波数帯の基地局整備を推進するとともに、都市部やターミナル駅周辺などの高トラヒックエリアに重点を置いた良好な電波利用環境の確保に努めること。

（２）島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせるため、通信困難地域へ１社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。また、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。

（３）首都直下地震など様々な災害リスクが高まる中、発災時にも安定した通信を確保し、都民の生命を守るため、災害時における携帯電話基地局等の強靱化対策事業により、非常用電源の 72 時間化など、区市町村本庁舎や災害拠点病院等における携帯電話基地局の強靱化を引き続き国が責任を持って主導し確実に進めるとともに、取組をさらに加速させるために必要な財政措置を講じること。

＜現状・課題＞

（１）５Ｇインフラの整備促進

５Ｇによる高速モバイルインターネット網の整備は、国民のＱＯＬを向上させるために必要不可欠である。

国においても、少子高齢化・過疎化といった課題に対し、デジタル実装を進め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル基盤の整備を促進している。

都では、デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」の実現を目指し、令和５年８月に「つながる東京」展開方針を策定した。

大容量かつ高速通信を必要とする５Ｇサービス市場は、今後大きく拡大することが見込まれ、「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」といった５Ｇの特長を十分に発揮するには、ｓｕｂ６帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備は、「つながる東京」実現の上で不可欠である。国は、５Ｇ普及のためのインフラ整備推進に関する検討を踏まえ、ｓｕｂ６周波数帯について「2027年度までに高トラヒックエリアの 90％をカバーする」ことを、令和７年に整備目標として示している。一方で、都が実施した「インターネット通信環境及びインターネット利用状況調査」によると、都民が通信品質について不満を感じる場所として、電車内や駅周辺が多いことが明らかとなった。このため、都市部やターミナル駅周辺などの高トラヒックエリアに重点を置いた良好な電波利用環境の確保に努める必要がある。

（２）補助制度の拡充

国が目指すデジタル社会の発展において、高速モバイルインターネット網は基幹的インフラであると同時に、その利用はユニバーサルサービスとされるべきである。しかし、島しょ地域や山間部などでは、地理的条件により電力や光回線の確保が難しいことや維持管理費等の負担の課題があり、無線通信事業者の自発的な基地局整備につながりにくい。その中で、１社以上が整備済みのエリアへ複数社が整備する場合の補助率は３分の２となっているが、通信困難地域へ１社が新規整備する場合の補助については、補助率が２分の１となっており、複数社整備の場合と同等の補助率となっていない。さらに、国の補助制度において維持管理費を財政支援することが明記されておらず、維持管理費用の負担が困難な自治体では、実質的に基地局が設置できない状況が続いている。

（３）携帯電話基地局の強靭化

今後想定される首都直下地震や台風等の自然災害など有事の際には、情報収集・発信、避難及び救急・救命活動において通信が重要な役割を果たす。そのため、基地局の強靭化を推進し通信を確保していくことが重要であることから、令和７年度に、災害時の拠点となる施設等の周辺における基地局に対し、発災後 72 時間の停電対策や衛星通信を活用した多重化等を行う「災害時における携帯電話基地局の強靭化対策事業」が開始された。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

＜具体的要求内容＞

（１）５Ｇによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、ｓｕｂ６帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備目標を早期かつ着実に達成するとともに、都市部やターミナル駅周辺などの高トラヒックエリアに重点を置いた良好な電波利用環境の確保に努めること。

（２）島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせることができるよう、通信困難地域へ１社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。

　また、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。

（３）首都直下地震など様々な災害リスクが高まる中、発災時にも安定した通信を確保し、都民の生命を守るため、令和７年度に開始した「災害時における携帯電話基地局の強靭化対策事業」を引き続き国が責任を持って主導し確実に進めるとともに、取組をさらに加速させるために必要な財政措置を講じること。

参　　考

国施策の根拠法令・計画

・　総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）」（令和５年４月 25 日発表）
・　総務省「新たな目標に基づく５Ｇインフラの整備状況（令和６年度末）」（令和８年３月 30 日）
・　総務省「デジタルインフラ整備計画２０３０」（令和７年６月 11 日）
・　総務省「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」（平成 17 年 11 月 25 日総基移第 380 号　最終改正：令和８年１月 22 日総基移第４号）
・　総務省「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（告示）（昭和 62 年２月 14 日郵政省告示第 73 号）

３　国境離島等の離島への海底ケーブル整備支援

（提案要求先　総務省・国土交通省）
（都所管局　デジタルサービス局）

離島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の理念、国土強靭化及び経済安全保障の観点から、国境離島を含む島しょ地域における安定した情報通信基盤の確保に向け、海底光ファイバーケーブルの整備、強靭化及び維持管理に対する支援制度の創設、拡充及び事業進捗に応じた財源の確保など、必要な措置を講じること。

国が推進する公設光ファイバーケーブルの民間移行については、安定的かつ持続可能な通信の充実が担保されることを前提として促進すること。

＜現状・課題＞

海底光ファイバーケーブルは、本土と離島及び離島間を結び、住民生活、行政、医療、教育、防災、産業及び放送を支える基幹的な情報通信基盤であるとともに、我が国全体の情報通信ネットワークを支える重要な社会インフラである。

離島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に基づく国の基本方針においても、高度情報通信ネットワークは地理的制約を克服し、地域の生活や活動を支える重要な基盤として位置付けられている。特に国境離島において、安定した通信環境は住民生活や地域経済を支え、持続可能な定住環境の維持に不可欠である。

また、日本成長戦略（2026 年 7 月 21 日）においても、経済安全保障上の重要性が高まっている海底ケーブルについて、多ルート化による強靭性・冗長性の確保が施策として位置付けられており、災害や事故による通信途絶リスクを低減することは、国土強靭化の観点からも重要である。

しかしながら、八丈島以南の海底光ファイバーケーブルは単一ルートであり、自然災害や船舶事故等によりケーブルが損傷した場合、広範囲かつ長期間の通信途絶が発生するおそれがある。また、海洋部と陸上部の接続点である陸揚げ部では過去にも損傷が発生している。

このため、災害や事故時においても安定した通信を確保するためには、２本目の海底光ファイバーケーブルの整備などによる複数ルート化が有効である。また、陸揚げ部対策等により、海底光ファイバーケーブルの強靭化を進める必要がある。

離島地域における海底光ファイバーケーブル事業の複数ルート化及び強靭化は、国境離島を含む我が国の情報通信基盤の信頼性向上に資するとともに、経済安全保障及び国土強靭化の推進にも寄与する。このため、国による制度整備及び財政支援を講じる必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）単一ルートとなっている八丈島以南の海底光ファイバーケーブルについて、災害や事故時にも必要な通信を確保できる強靭かつ安定的な通信基盤を構築するため、海底光ファイバーケーブルの複数化に係る整備を支援すること。

　また、調査、設計及び整備までの一連の事業を支援対象とするとともに、複数年度にわたる大規模事業を計画的かつ継続的に実施できる制度とすること。

　さらに、長距離海底光ファイバーケーブル整備に要する多額の費用及び島しょ地域特有の条件を踏まえ、地方公共団体に過度な負担を生じさせない十分な財政措置を講ずること。

（２）我が国の情報通信基盤を支える重要な社会インフラである本土と離島及び離島間を結ぶ海底光ファイバーケーブルについて、将来にわたり安定的な通信を確保するため、国として、民間移行を含む将来の在り方並びに国、地方公共団体及び民間事業者の役割分担を明確化すること。

（３）島しょ地域における安定的な通信サービスを確保するため、海底光ファイバーケーブルの維持管理に対する現行の財政支援を継続すること。

　また、陸揚げ部のケーブルを保護する防護管を計画的に更新し、ケーブル本体の長寿命化に資する取組について必要な財政措置を講ずること。

４　公共インフラとしてのデータの連携と利活用

１　国を挙げたデータマネジメントの推進

（提案要求先　デジタル庁）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）国や他の自治体など組織間でのデータ連携や徹底したＡＩ利活用を進めるため、国主導で、データ連携やＡＩ判読等に適したデータの定義、品質基準、更新頻度等について全国的に統一されたルールを明確化すること。

（２）都民の利便性向上及び行政サービスの高度化を図るため、公共インフラとしての価値を有するデータ群について、ベース・レジストリとしての整備を迅速に進めること。

（３）公共性の高い分野ごとに、国、自治体、民間企業等の関係主体がデータ連携及び利活用を行うことができる全国統一の基盤を国の責務で整備し、ＩＤはマイナンバー及びＧビズＩＤを前提とすること。その際、整備工程を明確化し、自治体における実務や意見を十分に反映すること。

（４）組織の垣根を越えたデータ連携を進めるため、行政組織横断でデータをつなぐ仕組みである公共サービスメッシュを早期に自治体が利用できるよう、速やかに構築を進めること。

（５）国や自治体等の行政機関間でのデータ提供・利活用を進めるため、安心して効率的にデータ連携ができる全国共通のルールや仕組みを整備すること。

（６）公共インフラとしてのデータについて、クラウドサービスやデータ基盤のグローバル化が進む中においても、国と自治体がデータの主体的な管理・運用を可能とするための考え方を明確に示すこと。

＜現状・課題＞

都は、令和８年４月に「東京都データマネジメント基本方針」を公表し、行政サービスが自然と届く都政へと転換することにより、都民や事業者の「手続のための時間」を「暮らしや仕事の時間」へと変え、手取り時間を増やすことを目指している。

国においても、令和７年６月 13 日に「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」が決定され、データ連携に係る基盤整備や標準化の推進、信頼性・安全性の確保など、データ利活用に関する論点や当面の対応の方向性が整理されている。

一方、生成ＡＩを含むＡＩの社会実装が進展する中で、国及び自治体が作成・保有するデータについては、公共的な資産としての価値が急速に高まっている。こうした状況を踏まえ、国や自治体が共通に参照・利用することを想定した全国的な統一ルールの下で、データの定義や品質基準、更新頻度等を明確化し、ＡＩ等による利活用に適したデータ整備を進めていく必要がある。

また、国においては、令和８年７月 21 日に閣議決定された「公的基礎情報データベース整備改善計画」に基づき、ベース・レジストリの整備が進められている。公共インフラとしての価値を有するデータ群について、都民の利便性向上や行政サービスの高度化、更には事業活動全体の効率化を図る観点から、迅速に整備を進めていくことが求められる。

さらに、医療、福祉、教育、防災など公共性の高い分野において、国、自治体、民間企業等が分野ごとに協働してデータ利活用を実現していくためには、関係主体間で安全かつ円滑にデータの連携・利活用を行うことができる単一の共通基盤が不可欠である。その際、都民や事業者に関する多様なデータの連携・活用を可能とするため、ＩＤは、マイナンバー及びＧビズＩＤの活用を前提としつつ、現場での効果的な活用につながるよう整備の工程を明確化するとともに、自治体の意見を反映しながら着実に推進していくことが重要である。

加えて、組織の垣根を越えたデータ連携を進める上では、行政組織横断でデータをつなぐ仕組みである公共サービスメッシュについても自治体が早期に利用を開始できるよう、整備の工程を明らかにした上で、速やかに構築を進めていくことが必要である。

こうした技術や基盤の整備と併せて、行政機関間でのデータ提供・利活用を前提とした制度面での整備も不可欠である。現状、国、都道府県及び区市町村といった行政機関間でデータ連携をする際、その都度、データの取扱ルールや責任などを明確にした協定を締結する運用が多く見受けられるが、連携の都度、協定を締結しなくても、住民情報等も含め安心してデータ連携ができるよう、全国共通のルールや制度設計が求められる。

さらに、行政サービスにおいて活用されるデータは、社会を支える公共インフラであると同時に、国及び自治体の自律性や安全性を左右する重要な資産でもある。クラウドサービスやデータ基盤のグローバル化が進む中、行政で取り扱われるデータについて、その管理主体、適用される法制度、国外からのアクセスや影響の可能性等を明確にすることが重要である。

＜具体的要求内容＞

（１）国や他の自治体など組織間でのデータ連携や徹底したＡＩ利活用を進めるため、国主導で、データ連携やＡＩ判読等に適したデータの定義、品質基準、更新頻度等について全国的に統一されたルールを明確化すること。

（２）都民の利便性向上及び行政サービスの高度化を図るため、公共インフラとしての価値を有するデータ群について、ベース・レジストリとしての整備を迅速に進めること。

（３）医療、福祉、教育、防災等の公共性の高い分野ごとに、国、自治体、民間企業等の関係主体がデータ連携及び利活用を行うことができる全国統一の基盤を国の責務で整備し、ＩＤはマイナンバー及びＧビズＩＤを前提とすること。その際、整備工程を明確化し、自治体における実務や意見を十分に反映すること。

（４）組織の垣根を越えたデータ連携を進めるため、行政組織横断でデータをつなぐ仕組みである公共サービスメッシュを早期に自治体が利用できるよう、速やかに構築を進めること。

（５）国や自治体等の行政機関間でのデータ提供・利活用を進めるため、安心して効率的にデータ連携ができる全国共通のルールや仕組みを整備すること。

（６）公共インフラとしてのデータについて、クラウドサービスやデータ基盤のグローバル化が進む中においても、国と自治体がデータの主体的な管理・運用を可能とするための考え方を明確に示すこと。

２　国主導による点群データの整備・更新

（提案要求先　デジタル庁・国土交通省）
（都所管局　デジタルサービス局）

点群データを国のベース・レジストリとして位置づけ、相互利活用のためにデータ仕様や標準フォーマットを確立及び統一するとともに、国の責任と財源において、全国網羅的なデータの整備及び更新を一元的に行い、各自治体が防災等の分野で活用できる環境を整えること。

＜現状・課題＞

現在、東京都をはじめとする一部の自治体では、独自に点群データを整備・公開している。インフラ施設の変状等による都市構造の変化や、災害発生時に被災状況を迅速かつ的確に把握するためには、点群データの定期的な更新が不可欠であるが、自治体にとってその財政的負担は大きい。また、国土地理院における点群データの整備・公開は一部地域に限られており、提供形態も有償にとどまっている。

点群データが面的に整備されることで、自治体の枠を越えた広域的な災害対策等への活用も可能になることから、国による標準仕様・フォーマット等による全国網羅的な整備が求められている。

＜具体的要求内容＞

点群データを国のベース・レジストリとして位置づけ、相互利活用のためにデータ仕様や標準フォーマットを確立及び統一するとともに、国の責任と財源において、全国網羅的なデータの整備及び更新を一元的に行い、各自治体が防災等の分野で活用できる環境を整えること。

３　官民データ利活用の促進に向けた環境整備

（提案要求先　デジタル庁）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）官民の様々なデータを利活用したデータドリブン社会の実現に向けて、防災や観光などに関するデータ規格の標準化を推進し、データの品質を高め、流通を促進していくこと。
（２）地方公共団体のオープンデータ化を推進するため、普及啓発を強化するなど制度の浸透を図るとともに、データの整備・更新に係る負担軽減策を講じること。
（３）民間事業者が保有するデータのうち、防災等の公共目的を達成するために社会全体での活用が必要なものについて、個人情報保護法制との整理、提供すべきデータの種別や範囲、データの提供方法等、法的枠組みを整備すること。

＜現状・課題＞

官民データ活用の推進に当たっては、個人及び法人の権利利益を適切に保護しつつ、情報の円滑な流通と効果的な活用を図ることにより、社会課題の解決、行政の高度化・効率化及び地域経済の活性化等につなげていくことが不可欠である。このため、地方公共団体が保有するデータのみならず、公共性の高い分野において活用が期待される民間データについても、社会全体のインフラとして、分野横断で利活用を促進していくことが必要である。

また、官民データの利活用に際しては、データの構造や項目等の定義が統一されていない場合、データをシームレスに組み合わせて活用することができないため、官民のデータ規格の標準化を推進して品質を高めることで、流通を促進していくことが重要である。

地方公共団体のデータについては、個人情報等に配慮しつつ、広く社会全体で活用するため、オープンデータ化の推進に向けた職員の理解促進を図るとともに、整備や更新に係る負担軽減に資する支援が求められる。

民間データについては、人流データや車両通行データ等は防災や観光といった公共性の高い分野で活用の期待が高まっている。これらの民間データを行政等で活用するためには、現在は事業者の任意の協力に頼らざるを得ないが、デジタル公共財として社会全体で活用できるよう法的枠組みの整備が必須である。

こうしたことから、以下のとおり要望する。

＜具体的要求内容＞

（1）官民の様々なデータを利活用したデータドリブン社会の実現に向けて、データ規格の標準化を推進し、データの品質を高め、流通を促進していくこと。

（2）地方公共団体のオープンデータ化の取組を推進するため、地方公共団体の職員に対する普及啓発を強化するなどして、オープンデータに関する制度の浸透を図ること。

　また、整備や更新が円滑に進むよう、地方公共団体の作業等を可能な限り省力化するためのツールの提供や、データ整備・更新の将来的な自動化に向けたクローラー技術の活用など、必要な支援策を講じること。

（3）防災等の公共目的を達成するため、民間事業者が保有するデータやサービスを、デジタル公共財として官民の多様な主体が平時から活用できるよう、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」を踏まえつつ、民間事業者へのデータ提供義務を規定するなど、行政へのデータ提供を円滑に行うための法的枠組みを整備すること。

５　社会の構造変革に資するＡＸの推進

（提案要求先　内閣府・デジタル庁・総務省・経済産業省）
（都所管局　デジタルサービス局・産業労働局・スタートアップ戦略推進本部）

（１）地方公共団体がエージェント型ＡＩをはじめとする新たな技術を導入するに当たって必要となる基本的な考え方や方向性等を示すこと。

（２）全国的に共通性が高い業務分野での活用をはじめ、地方公共団体のＡＩ利活用を推進するため、国が主導的な役割を担い、共通基盤の全国展開等を通じて共同利用可能な環境を提供すること。また、財政支援や技術的助言等、地方公共団体の実情に即した支援体制を構築すること。

（３）ＡＩによる中小企業のＤＸ推進やスタートアップのイノベーション創出を強力に後押しする支援策を重点的に講じるとともに、ＡＩ学習に向けたデータ基準の明確化や社会全体で安全にデータを連携・活用できる仕組みの整備を推進すること。

（４）国産ＡＩの開発・活用を推進するため、主要分野への投資を中長期的な視野から戦略的に実施すること。あわせて、地方公共団体がＡＩを調達・利用する際の参考となるよう、基盤モデルや計算資源などの要素ごとに国内で整備すべき範囲の考え方を具体的に示すこと。また、技術革新が早いＡＩの最先端技術に常に触れられる環境を整えるとともに、イノベーションとリスク対応のバランスを踏まえたＡＩガバナンスの明確化を進めるなど、先導的な役割を果たすこと。

（５）ＡＩの普及に伴い顕在化しているリスクに対し、事業者の自主的な取組に委ねるにとどまらず、イノベーションを阻害しない範囲で実効的な対策を講じ、利用者が安心して利用できるようＡＩサービスの適正性を担保すること。

（６）ＡＩ人材の確保・育成に向けて、スキルの可視化や自治体の垣根を越えた人材活用を進めるとともに、ＡＩリテラシー向上に向けた取組を社会全体に浸透させること。

＜現状・課題＞

急速に進化を遂げるＡＩは、行政サービスの在り方や職員の働き方を大きく変革するとともに、社会のあらゆる分野に影響を与え、社会全体の構造そのものを変革していく可能性を秘めている。こうしたＡＩを起点とした社会・行政の構造変革、いわゆるＡＸ（ＡＩトランスフォーメーション）を推進するためには、利活用基盤の整備から人材育成まで一体的な取組が不可欠である。

都においては、「東京都ＡＩ戦略」を令和７年７月に策定し、ＡＩを「2050 東京戦略」で目指す「都民がＱＯＬ向上を実感できる社会」「世界を牽引し持続的に成長する都市」の実現を加速させる中核技術として位置付けた。その上で、ＡＩと向き合う際の基本的な考え方として「都政におけるＡＩ利活用」と「多様な主体とのＡＩ利活用促進」の２つの視点を示し、東京の持続的成長や都民サービスの質向上を推進するため様々な取組を展開している。また、国においても、令和８年７月に「人工知能基本計画」の第Ⅱ期計画を策定し、あらゆる組織においてＡＩを前提として意思決定や業務の進め方を根底から見直すＡＸを進めていく方針を示している。こうしたＡＸを推進するには、組織を越えたデータ連携を可能とする仕組みの構築や規制改革も同時に進めていくことが求められる。

国が人工知能基本計画で施策の軸に据えるエージェント型ＡＩは、ＡＩが自ら計画し実行するものである。そのため、導入に当たっては事務処理における責任の所在や権限の在り方、外部との接続に伴う情報管理など、新たな論点が生じている。フィジカルＡＩなど、今後も新たな技術の実装が見込まれる中、こうした論点は地方公共団体の取組のみで解決できるものではない。

また、地方公共団体がＡＩを導入するに当たっては、高度なセキュリティを確保したシステム構築に伴う財政負担や専門知識を有する人材の確保、技術的な知見の不足などが障壁となっている。とりわけ、生活保護等の全国的に共通性が高い業務分野において地方公共団体ごとにＡＩを導入することは、開発の重複や業務を通じて蓄積されるデータの分散を招くだけでなく、地域間でのデジタル格差を拡大させる要因となるおそれがある。国では令和８年４月にガバメントＡＩ「源内」の一部をオープンソースとして公開したが、これは各団体が自ら基盤を構築することを前提としたものである。一方、都は現在運用している共通基盤について、他の地方公共団体との共同利用を見据えた取組を進めている。こうした共通基盤を活用した共同利用の取組を、全国の地方公共団体に広げるためには、国が主導的役割を担うことが不可欠である。

加えて、ＡＩ利活用推進により産業競争力を強化するには、中小企業やスタートアップがＡＩを積極的に活用し、生産性の向上や社会的課題の解決を実現していくことも必要であるが、開発・導入コスト等が大きな障壁となっている。あわせて、ＡＩによるイノベーション創出には高品質なデータの利活用も不可欠だが、

情報保護や著作権の取扱いを含めてＡＩ学習に利用可能なデータの基準が不透明なだけでなく、官民をはじめ社会全体で安全にデータを連携・活用できる仕組みが整備されていない。

さらに、現在広く利用されているＡＩツールは、英語を基盤として開発された海外事業者提供のものが大半を占めており、日本の文化や慣習への適応には課題がある。特に行政においては住民の権利義務等に直結し説明責任を負うことから、日本語の正確性や信頼性等を備えた国産ＡＩの開発が重要となる。国は人工知能基本計画において、特定の国や企業への過度な依存を避け、自律的にＡＩを活用できる状態を確保するという、開かれた「ＡＩ主権」の考え方を示した。しかし、地方公共団体が実際にどの範囲を国内で賄うべきか、特定の国や事業者への依存をどう評価すべきかについての具体的な考え方は示されていない。

また、ＡＩを巡る技術革新は目覚ましく、最先端のモデルが次々と開発されている。こうした状況の下、国が最新技術に早期に触れることは、国際的な競争環境における対応力を高め、ひいては国内の地方公共団体がその成果の恩恵を受けることにもつながる。一方で、ＡＩ開発を担う事業者自身が開発速度の抑制を求めたことも契機となり、世界各国でＡＩ開発の在り方などイノベーションとリスク対応のバランスを巡る議論が行われている。そのため、国が最先端の技術動向やこうした議論を継続的に把握し、先導してＡＩガバナンスの明確化を進めることが重要である。

他方、生成ＡＩの急速な普及に伴い、偽情報の拡散や権利侵害といった新たなリスクが顕在化している。これらのリスクへの対応について、国においては「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」を策定し、事業者の自主的な取組に委ねることとしている。しかし、自主的な取組のみでは、各事業者のガバナンス体制やリスク対応状況等について、利用者が客観的に評価できず、ＡＩを安心して利用することができない。

加えて、ＡＩの社会実装を支える人材不足も深刻な課題である。経済産業省においてＡＩの進展に伴うデジタルスキル標準の拡充等を実施しているが、自治体における同スキル標準の活用については地方公共団体の取組に委ねられている。また、総務省による地域情報化アドバイザー等の取組が行われているが、あくまで助言や情報提供が中心で、継続的な伴走支援は制度設計上困難である。あわせて、世代を問わずすべての人がリスクと便益を正しく理解した上でＡＩを日常的に使いこなし、ＡＩの恩恵を最大限に享受できるよう、社会全体のＡＩリテラシーを向上していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（1） 地方公共団体がエージェント型ＡＩをはじめとする新たな技術を導入するに当たって必要となる基本的な考え方や方向性等を示すこと。

（2） 全国的に共通性が高い業務分野での活用をはじめ、地方公共団体のＡＩ利活用を推進するため、国が主導的な役割を担い、共通基盤の全国展開等を通じて共同利用可能な環境を提供すること。また、ＡＩの導入・運用に係る経費への財政支援や導入に際しての技術的な助言など、地方公共団体の実情に即した包括的な支援体制を構築すること。

（3） ＡＩの社会実装を加速させるため、中小企業やスタートアップによる開発・導入への財政支援や大規模な実証フィールドの整備を推進すること。あわせて、ＡＩの学習に不可欠な高品質かつ大規模なデータの利活用に向け、個人情報保護や著作権の取扱いを含めＡＩ学習に利用可能なデータの基準を明確化するとともに、官民をはじめ社会全体で安全にデータを共有・活用できる仕組みの整備を推進すること。
（4） 国産ＡＩの開発・活用を推進するため、主要分野への投資を中長期的な視野から戦略的に実施すること。あわせて、地方公共団体がＡＩを調達・利用する際の参考となるよう、基盤モデルや計算資源などの要素ごとに国内で整備すべき範囲の考え方を具体的に示すこと。また、技術革新が早いＡＩの最先端技術に常に触れられる環境を整えるとともに、イノベーションとリスク対応のバランスを踏まえたＡＩガバナンスの明確化を進めるなど、先導的な役割を果たすこと。
（5） ＡＩの普及に伴い顕在化しているリスクに対し、事業者の自主的な取組に委ねるにとどまらず、イノベーションを阻害しない範囲で実効的な対策を講じ、利用者が安心して利用できるようＡＩサービスの適正性を担保すること。
（6） ＡＩ人材の確保・育成に向けて、都と連携して、ＡＩの進展を踏まえたスキル標準の活用等を進めるとともに、人材シェアリング等地方公共団体の垣根を越えた人材登用の仕組みを構築すること。また、ＡＩのリスクと便益を正しく理解するための実践的なリテラシー向上策を社会全体で推進し、国民の幅広い層におけるＡＩの利活用を促進すること。

６　地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実

（提案要求先　デジタル庁・総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）標準化後の運用経費に関し、国が自ら掲げる「平成 30 年度（2018 年度）比で少なくとも３割の削減」の目標について、試算根拠や実現に必要な期間、前提条件等を具体的に示し、国の責任の下で、目標達成に向けたロードマップを明確化すること。

（２）運用経費全体の７割弱を占める、いわゆる「ソフトウェア関連経費」の削減に向け、運用保守の効率化や開発経費への支援等、区市町村の負担軽減等の観点から具体的な方策を講じること。

（３）運用経費削減の見通しが立たない場合は、地方交付税の交付されていない市町村や特別区を含め、全ての自治体に対し、必要な財政措置を講じること。

（４）移行経費については、各自治体の個別事情等も踏まえた上で、移行に伴い発生する費用を全額国において負担すること。

（５）制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を１年以上確保することを徹底するとともに、自治体からの照会に速やかに対応するなど、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。

（６）地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行から５年が経過したことに伴う検討に当たり、標準化の効果及び課題について客観的な検証を行い、自治体や事業者の実情を踏まえ、制度及び運用の見直しを行うこと。

（７）そのほか「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。

＜現状・課題＞

地方公共団体の基幹業務システムの標準化について、令和７年度末までに、都内では全体の７割以上に当たる約 800 システムの移行が完了し、多くの自治体において移行後システムの運用が始まった。

国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（以下「標準化基本方針」という。）において、標準化移行後のシステム運用経費について、「平成 30 年度（2018 年度）比で少なくとも３割の削減を目指す」としているが、都内自治体の運用経費は、移行前と比べて全体で 1.6 倍以上に増大する見込みである。

一方、国は、「クラウド最適化を行うことにより、中長期的にはほとんどのケースにおいてコスト削減が見込まれている」と主張するが、その試算根拠や実現に要する期間、条件等は具体的に示されていない。国が令和７年６月に公表した「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」では、運用経費が増加する要因の分析や対策の体系化などが示されたが、対策の実施に向けたスケジュールや対策の効果はいまだ明確でない。

また、運用経費全体のうち、ソフトウェア借料、ソフトウェア保守費及びシステム運用作業費から成る、いわゆる「ソフトウェア関連経費」が７割弱を占めている。国は、「クラウド最適化によるコスト削減が、ソフトウェア関連経費にも波及する」と主張するが、その波及効果は明確に示されておらず、各区市町村は、運用経費削減の見通しを住民等に説明できない状況にある。

令和７年 12 月には、新たな補助金として「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」（350 億円）が措置されたが、補助率は２分の１であり、地方交付税の交付されていない市町村（特別区を含む）にとっては、十分な財政措置とはいえない。また、補助金の要件として、地方公共団体が「地方公共団体情報システム運用最適化計画」を策定することが挙げられているが、３割削減に向けた具体的なロードマップは、目標を掲げた国の責任において明確にすべきものであり、区市町村に責任や計画策定の負担を転嫁すべきではない。

移行経費に関して、国は、標準化基本方針において、「標準準拠システムへの移行に要する経費に対しては、国が必要な財政支援を行う」とし、「補助率を 10／10 で措置する」としている。しかし、標準仕様書の改版・詳細化や、ガバメントクラウドに関する情報の詳細化等への対応、移行後システムと特定移行支援システムとの間で生じる過渡期連携の拡大などにより、移行経費は従前より更に増加しており、この結果、令和８年３月の国の調査では、都内の補助上限額の合計額が移行経費の総額を約 64 億円下回る見込みである。

国は、標準化基本方針において、「機能標準化基準で定める内容を盛り込んだ標準仕様書の改定時期は、遅くとも制度改正の施行日の１年以上前」としている。

このルールが徹底されない場合、制度改正を踏まえたシステム改修の期間が十分確保できず、自治体や開発事業者の移行スケジュールが大幅な変更を余儀なくされる可能性があるため、デジタル庁は各省庁に対して本ルールの遵守を徹底する必要がある。また、標準化移行を円滑に行うためには、国による自治体への適時適切な情報共有等が欠かせないが、自治体からの標準化に関する質問への国の対応期間が長期化し、中には１年以上未回答の質問も存在するなど、自治体の円滑な作業を滞らせる状況にある。

令和３年９月１日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の附則第２項によれば、「この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされている。都内自治体及び事業者を対象に都が調査を実施したところ、制度上・運用上の課題により、多くの自治体において標準化の効果を十分に実感できていないとのことであった。また、事業者からは、期限第一での対応が求められ、移行完了が優先されたことにより、ガバメントクラウドのメリットを生かした最適なシステムを開発する時間的余裕がなかった等の声が上がっている。標準化基本方針で掲げた意義や目標を達成し、標準化の成果を自治体職員の負担軽減や住民サービスの向上に着実につなげていくことが求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）標準化後の運用経費に関し、国が自ら掲げる「平成 30 年度（2018 年度）比で少なくとも３割の削減」の目標について、試算根拠や実現に必要な期間、前提条件等を具体的に示し、国の責任の下で、目標達成に向けたロードマップを明確化すること。

（２）運用経費全体の７割弱を占める、いわゆる「ソフトウェア関連経費」の削減に向け、運用保守の効率化や開発経費への支援等、区市町村の負担軽減等の観点から具体的な方策を講じること。

（３）運用経費削減の見通しが立たない場合は、地方交付税の交付されていない市町村や特別区を含め、全ての自治体に対し、必要な財政措置を講じること。

（４）移行経費については、各自治体の個別事情等も踏まえた上で、移行に伴い発生する費用を全額国において負担すること。

（５）制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を１年以上確保することを徹底するとともに、自治体からの照会に速やかに対応するなど、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。

（６）地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行から５年が経過したことに伴う検討に当たり、標準化の効果及び課題について客観的な検証を行い、自治体や事業者の実情を踏まえ、制度及び運用の見直しを行うこと。

（７）そのほか「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。

7　デジタル社会の実現に向けた共通化・共同化の推進

1　地方公共団体の基幹業務システムの「所有から利用」への転換

（提案要求先　デジタル庁）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）「所有から利用」の実現に向け、国の主導により、一定の競争環境下における、開発事業者による基幹業務システムの公共 SaaS の構築・提供を促し、地方公共団体が共通システムを適正な価格で利用できるようにすること。

（２）戸籍や選挙人名簿管理など業務の共通性が高いシステムについては、地方公共団体の意見を十分に反映させた上で、国が共同利用システムを開発・運用するとともに、地方公共団体がスケールメリットを最大限発揮した価格で、共通システムを利用できるようにすること。

＜現状・課題＞

人口減少社会を迎える中、国民の生活を支える公務セクターの人口減少も不可避の状況にある。独立行政法人労働政策研究・研修機構の 2023 年度版 労働力需給の推計（速報）によると、2022 年から 2040 年にかけて公務セクターの就業者数は、悲観的なシナリオ（一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ）では約 70％減、楽観的なシナリオ（成長実現・労働参加進展シナリオ）でも約 40％減になると予測されている。

こうした中、地方公共団体の基幹業務システムの標準化は、「所有から利用へ」の理念の下、ベンダーロックインの解消と競争に基づく地方公共団体の財政負担の縮減、職員の負担軽減等を目指して進められてきたが、標準化移行後もシステムの所有者は地方公共団体であり、運用経費についても、移行前と比べて都内全体で 1.6 倍以上に増加する見込みである。

この状況に対して、国は、業務の効率化を図るため、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」において、「SaaS 利用を前提とし、その利点を最大限にいかすため、できる限りその利用規模を拡大していく」との認識である。しかし、SaaS の構築・提供は、開発事業者任せとなっており、いわゆる公共 SaaS としての基幹業務システムの提供は実現していない。

このような状況を踏まえ、国の主導の下、開発事業者が一定の競争下で、ガバ

メントクラウド上に基幹業務システムを整備し、地方公共団体がシステム運用・保守に係る負担から解放され、適正な価格で利用できる共同化の実現が重要である。

＜具体的要求内容＞

（１）「所有から利用」の実現に向け、国の主導により、一定の競争環境下における、開発事業者による基幹業務システムの公共 SaaS の構築・提供を促し、地方公共団体が共通システムを適正な価格で利用できるようにすること。

（２）戸籍や選挙人名簿管理など業務の共通性が高いシステムについては、地方公共団体の意見を十分に反映させた上で、国が共同利用システムを開発・運用するとともに、地方公共団体がスケールメリットを最大限発揮した価格で、共通システムを利用できるようにすること。

２　共同調達の促進

（提案要求先　デジタル庁・総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

地域の特性や実情を踏まえた共同調達を迅速かつ柔軟に行えるよう、都道府県等が取りまとめて共同調達を行う場合や、都道府県等が開発・提供するサービスを自治体が利用する場合に、全国的なスケールメリットを活かした調達を可能とする手法も含め、統一的なスキームを国主導で示すこと。

＜現状・課題＞

地方において、デジタル分野における仕様書の定義などの調達業務は、特に職員数の少ない自治体にとって負担となっている。こうした中、自治体職員の負担軽減に加え、住民サービス向上の観点からも、利用するデジタル機器やサービスの共同化・標準化・共通化が求められているところである。

国は、令和６年度より、自治体における調達業務の効率化等に向け、都道府県が中心となって共同調達を行っているシステムについて、その取組状況やノウハウを可視化及び共有する「共同調達ダッシュボード」を公開している。また、ＤＭＰの導入や、自治体ＤＸ推進参考事例集の策定などにより、全国の自治体におけるＤＸの取組を推進している。

このように、国は、広域での調達の共同化、迅速化を推進しようとしているが、自治体におけるデジタル機器やサービスの共同調達に係る手続きなどについては、ＧＩＧＡスクール端末など一部の例を除き、具体的なスキームが示されていない状況である。

自治体が地域の特性や実情を踏まえた共同調達を広域的かつ迅速・柔軟に行えるようにするためには、都道府県のスケールメリットを活かし、共同調達を前提とした調達スキームを可能とすることが非常に重要である。

＜具体的要求内容＞

地域の特性や実情を踏まえた共同調達を迅速かつ柔軟に行えるよう、都道府県等が取りまとめて共同調達を行う場合や、都道府県等が開発・提供するサービスを自治体が利用する場合に、全国的なスケールメリットを活かした調達を可能とする手法も含め、統一的なスキームを国主導で示すこと。

３　デジタル人材のシェアリング

（提案要求先　総務省・デジタル庁）
（都所管局　デジタルサービス局）

全国の自治体のＤＸ推進力を底上げするため、自治体の垣根を越えてデジタル人材を活用することができる、人材シェアリングの仕組みを構築すること。

＜現状・課題＞

自治体におけるＤＸを推進する取組として、デジタル庁による窓口ＢＰＲアドバイザー派遣事業や、総務省による地域情報化アドバイザー派遣制度等が実施されている。これらは主として助言、提言、情報提供等の一時的な支援を行うことを目的としており、業務改革の定着や、システム等の実装段階までを見据えた継続的なＤＸを推進するためには、自治体が自らデジタル人材を確保・定着させる必要がある。

一方、デジタル社会の実現に向けた重点計画において、自治体のデジタル人材確保に向けた仕組みの構築は都道府県で進めることとされているが、地方自治体ではデジタル人材の不足が深刻化し、採用が困難な状況にある。単独自治体では業務量・業務範囲が限定され、スキルを十分に活かしきれないことや報酬面などからマッチングが成立しにくく、採用できた場合でも定着に至らない現状がある。

＜具体的要求内容＞

（１）全国の自治体が共通して利用できるデジタル人材シェアリングの制度を、国の責任により構築すること。

（２）関東、東海、近畿等地方ブロック毎に人材マッチングプラットフォームを構築するなど､専門スキルを有し自治体での取組意欲が高いデジタル人材を、ＤＸで解決できる課題を有する自治体へと適切に誘導できる枠組みを、国の負担にて整備すること。

8　地方公共団体の情報システム調達に係る経済安全保障の強化

（提案要求先　内閣府）
（都所管局　デジタルサービス局・財務局）

（１）地方公共団体における特に重要な情報システムの調達について、経済安全保障推進法の基幹インフラ制度の対象に追加することも含め、安全保障の観点から必要な制度の検討を加速・具体化すること。

（２）地方公共団体が個別に安全保障上のリスク評価を行う負担を軽減しつつ、調達上の過度な制約やコスト増を生じさせず、安全保障の確保と行政サービスの安定的かつ迅速な提供を両立できる制度設計を行うとともに、検討工程及び実施スケジュールを明確化すること。

＜現状・課題＞

行政サービスのデジタル化や基盤共通化が進む中、調達・契約の対象となる情報システムの重要性と複雑性は高まっている。

こうした中、国は、経済安全保障推進法に基づき、電気、ガス、金融等の基幹インフラ 15 分野※を対象として、特定重要設備の導入や重要維持管理等の委託に関する事前届出・審査制度を運用している。同制度では、特定妨害行為を防止するため、必要に応じて設備の変更や導入中止等を勧告・命令できる法的枠組みが整備されている。

一方、地方公共団体の情報システムは、経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度の対象に位置付けられておらず、国による審査や勧告等の法的枠組みを地方公共団体の契約手続に適用することはできない。

経済安全保障推進法の改正時の附帯決議では、地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウドへの統一・標準化が進められていることを踏まえ、地方公共団体による情報システムの調達の在り方について、基幹インフラ制度の対象に追加することも含め、経済安全保障の観点から必要な検討を行うことが明記されている。

また、令和８年６月に公布された地方自治法施行規則の一部改正が令和９年７月１日に施行されることに伴い、地方公共団体等には、業務委託やクラウド利用を含むサプライチェーン・リスク対策及び機器等の選定基準の策定が求められる。調達時には国の評価・登録制度を活用し、その対象外となる製品・サービス等に

ついては、地方公共団体がリスクを判断する枠組みとされている。
　しかし、国の評価制度の対象外となる製品・サービス等について、地方公共団体が独自に安全保障上のリスクを判断することには限界があり、各団体が個別に審査を行う場合、判断基準のばらつきや手続の煩雑化を招き、調達期間の長期化や行政サービスの提供の遅れにつながるおそれがある。
　現行の基幹インフラ制度では、重要設備の導入等の開始前に事前届出と審査が必要であり、計画変更時にも事前届出が必要となる。地方公共団体の情報システムを対象とする場合、調達できる製品・サービスが過度に制限されることや、調達コストが増加することを避け、行政サービスの安定的かつ迅速な提供と両立する仕組みとする必要がある。

　※令和８年６月、医療分野を追加する改正法が公布された。公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内に政令で定める日から施行され、施行後の対象分野は 16 分野となる。

＜具体的要求内容＞
（１）地方公共団体における特に重要な情報システムの調達について、経済安全保障推進法の基幹インフラ制度の対象に追加することも含め、安全保障の観点から必要な制度の検討を加速・具体化すること。
（２）地方公共団体が個別に安全保障上のリスク評価を行う負担を軽減しつつ、調達上の過度な制約やコスト増を生じさせず、安全保障の確保と行政サービスの安定的かつ迅速な提供を両立できる制度設計を行うとともに、検討工程及び実施スケジュールを明確化すること。

９　オールジャパンのサイバーセキュリティ体制の構築

（提案要求先　総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）自治体のセキュリティ対策を抜本的に強化するため、共通化・共同化が可能な対策について、国と全国の自治体が共同で運用する枠組みを整備し、その司令塔となるオールジャパンのサイバーセキュリティ体制を構築すること。

（２）オールジャパンのサイバーセキュリティ体制において、専門人材の確保・育成を行うとともに、重大インシデント発生時の伴走支援や脅威情報の共有などを通じ、都道府県をハブとした全国の自治体横断的な支援体制を構築すること。

＜現状・課題＞

近年、サイバー攻撃はＡＩの進化により高度化・巧妙化しており、一過性の「事故」ではなく、地震や水害と同様に必ず起きる「災害」として備えるべき脅威となっている。また、政府機関や民間企業等への不正アクセス等が相次ぐなど、サイバー空間を巡る情勢は一層厳しさを増し、サイバー脅威による国民生活・経済活動、ひいては国家安全保障上の懸念が高まる中、住民の重要な個人情報や行政サービス、社会経済活動を支える重要インフラを担う自治体においても、被害の未然防止や迅速な復旧に向けた対策の強化が急務となっている。

一方で、ＤＸ・ＡＩへの投資が進む中で、対策を担う専門的なセキュリティ人材の不足や、財政規模の小さい自治体では十分な予算確保が困難であるなど課題も顕在化している。また、災害対応等の社会活動に影響を及ぼす偽情報・誤情報の拡散、情報操作といった認知領域への脅威も現実味を増している。さらに、ＤＸの進展に伴い、国と自治体、自治体同士のデータ連携が加速する中、自治体単独でのセキュリティ対策には限界がある。

国は、令和６年に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）を改正し、自治体にサイバーセキュリティに係る必要な措置の実施義務等を定めるとともに、サプライチェーン・リスク対策を含む自治体が講ずべき対策の具体化や、国等による支援強化に関する方策を取りまとめたところである。

しかしながら、国家を背景とするサイバー攻撃の脅威が高まる中、各自治体における人材・財源の制約や技術的対応力の差といった課題は依然として大きく、実効性ある対策の全国的な展開に向けた支援の強化が求められている。

そこで、自治体におけるサイバーセキュリティ対策の抜本的な強靭化に向け、

自治体横断的なサイバーセキュリティ体制を構築するとともに、希少なセキュリティ人材や高度化する技術的対策を共同化し、実効性のある対策を小規模自治体も含めた全国の自治体に展開することで、サイバー攻撃に強いオールジャパンの体制を構築すべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）自治体のサイバーセキュリティ対策を抜本的に強化するため、セキュリティクラウドやＡＳＭ（Attack Surface Management）など共通化・共同化が可能な対策について、国と全国の自治体が共同で運用する枠組みを整備し、その司令塔となるオールジャパンのサイバーセキュリティ体制を構築すること。

（２）オールジャパンのサイバーセキュリティ体制において、専門人材の速やかな確保・育成を行うとともに、長期的な目線に立った人材育成についても検討すること。加えて、重大インシデント発生時の伴走支援や脅威情報の共有などを通じ、都道府県をハブとした全国の自治体横断的な支援体制を構築すること。また、共通化・共同化すべき対策と各自治体が主体的に実施すべき対策や役割分担を整理し、省令やガイドライン等で明確にするとともに、サイバーセキュリティ体制を通じた取組が円滑かつ継続的に実施されるよう、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、自治体の実態に合わせた必要な財政的支援を行うこと。

１０　狩猟免許更新等における柔軟な対応

（提案要求先　環境省）
（都所管局　環境局）

（１）都民の利便性向上のため、狩猟免許更新に係る講習実施の柔軟な適用が可能となるよう規則を見直すこと。
（２）狩猟免許更新等の手続全般において、ＤＸを一層推進し柔軟な取組が可能となるよう、効率的、効果的な実施方法を確立すること。
（３）狩猟免許が失効した場合において、簡易な手続きで再取得できるようにするなど制度を見直すこと。

＜現状・課題＞

狩猟免許の試験及び更新に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 48 条、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「規則」という。）第 52 条から第 54 条までに規定する適性試験などを実施している。

都道府県知事は狩猟免許の更新を受けようとする者に対し、３時間以上の講習を適性試験に併せて行うこととなっているが、規則第 55 条及び国の通知において、適性試験、知識試験及び技能試験の試験実施順序や各試験の同日開催などが細かく規定されており、これが柔軟な運営を阻害し、受験者等の負担にもつながっている。

また、狩猟免許試験、更新等の手続全般において、対面での講習が原則となっており、これが受験者及び都道府県双方の負担につながっている。

さらに、免許取得者のうち更新をせずに失効する件数が、一定数を占めている。現在の制度では、やむを得ない事情がある場合にのみ試験の免除などの対応が可能となっているが、それ以外の例外は認められていないため、更なる柔軟な対応が求められている。

＜具体的要求内容＞

（１）受講者を１箇所に集めての講習会形式にとらわれることなく、動画配信といったデジタル技術を活用し、場所及び時間に柔軟性を持たせた講習が実施できるよう規則を見直すこと。
（２）狩猟免許更新等の手続全般において、都道府県がＤＸを一層推進し柔軟な取組を図ることが可能となるよう、効率的、効果的な実施方法を確立すること。
（３）狩猟免許が失効した場合において、簡易な手続きで再取得できるようにするなど制度を見直すこと。

１１　行政サービスでの共通ＩＤの活用（国全体のワンスオンリー・ワンストップ）

１　マイナンバーによるワンスオンリー・ワンストップの実現

（提案要求先　デジタル庁・総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）住民が各種公的サービスを受ける際に、ワンスオンリー・ワンストップでの手続を可能とするため、マイナンバーを、国・地方公共団体、公的サービス提供事業者など様々な主体が、原則として利用や提供の範囲を限定されることがなく、円滑に活用できるよう、必要な法制度の整備を行うこと。

（２）ワンスオンリー・ワンストップによる行政手続を、住民が安全かつ確実に利用できるよう、例えば、住民登録時におけるマイナンバーカード自動提供や、全ての手続でマイナンバーカードを活用できる仕組みとするなど、必要な法制度や技術基盤の整備を行うこと。

＜現状・課題＞

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」では、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を目的として、マイナンバーの利用や提供を可能としている。しかしながら、地方公共団体で独自にマイナンバーの利用等をする場合、条例制定が必要であるほか、法定事務の趣旨・目的との同一性や事務内容の類似性が求められる。また、公的サービスの提供は地方公共団体のみならず、様々な主体が担っており、こうした公的サービス提供事業者も、マイナンバー利用等を可能にすべきである。

このように、マイナンバーの活用のハードルが高いため、マイナンバーを利用できない事務においては、各種給付や申請手続の際に、添付書類の提出や既に団体等が保有している情報の再取得が必要となり、住民等に負担が生じている。例えば、出生時や転居時には、複数の行政手続が必要になるが、同一地方公共団体内であっても、同一又は類似の書類をそれぞれの手続窓口に提出しなければならない状況が生じている。

こうした課題を解消するためには、マイナンバーを最大限活用し、住民が一度提出した情報を複数の手続で繰り返し求められることのない、いわゆるワンスオンリーや、関連する複数の行政手続をオンライン上でまとめて完結するワンスト

ップによる手続の実現を目指すべきである。

一方で、ワンスオンリー・ワンストップによる手続を実現するためには、複数の制度にまたがって情報連携を行う必要があり、従来以上に厳格かつ確実な本人確認を行うことが不可欠となる。本人確認が不十分なまま情報連携を行えば、なりすましによる不正利用などのリスクが高まり、制度に対する住民の信頼を損なうおそれがある。

このため、例えば、オンライン手続において確実な本人確認が可能なマイナンバーカードの利活用を一層促進するなど、セキュリティと利便性を両立させた仕組みを整備する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）マイナンバーを、国・地方公共団体、公的サービス提供事業者など様々な主体が、利用や提供の範囲を限定されることがなく、円滑に活用できることで、ワンスオンリー・ワンストップを実現すべく、必要な法制度の整備を行うこと。

（２）ワンスオンリー・ワンストップによる行政手続を、住民が安全かつ確実に利用できるよう、例えば、住民登録時におけるマイナンバーカード自動提供や、すべての手続でマイナンバーカードを活用できる仕組みとするなど、必要な法制度や技術基盤の整備を行うこと。

２　全ての法人及び個人事業主のＧビズＩＤ取得・活用の促進

（提案要求先　デジタル庁）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）ワンスオンリー・ワンストップでの手続を可能とし、より適切かつ効果的な行政サービスの提供につなげるため、事業者向け行政サービスにおいて、ＧビズＩＤを事業者識別の基軸として位置付け、事業者に関する多様なデータを連携・活用できる方策を講じること。

（２）国の責務において、全ての法人及び個人事業主がＧビズＩＤを必ず取得する仕組みを整備すること。

（３）上記の仕組みが構築されるまでの間においても、ＧビズＩＤの取得や利用促進に向け、普及啓発を一層強化するとともに、デジタルに不慣れな事業者に対する手厚いサポートを行うなど、国の責務において必要な対策を講じること。

（４）事業者がＧビズＩＤのメリットを実感できるよう、行政における事業者向け手続においてはＧビズＩＤ対応を必須とするとともに、地方自治体がシステム改修等によりＧビズＩＤ対応を行う場合には、財政措置等の支援を講じること。

（５）事業者単位ではなく支店や支所等の事業所単位で行う手続における利便性向上のため、事業所を単位とするアカウント管理を可能とするなど、ＧビズＩＤにおける事業所情報の在り方を見直すこと。

（６）国が整備を進めるＧビズポータルでは、地方自治体の手続情報等も横断検索の対象とするとともに、地方自治体の手続サイトにもワンストップでつなぐなど、事業者の利便性向上を図ること。

＜現状・課題＞

事業者を識別・認証する番号については、ＧビズＩＤのほか、法人に付与される法人番号、税務分野における利用者識別番号、社会保険分野における事業所番号など、分野ごとに個別の番号が設けられ、乱立している状況にある。

こうした中で、ＧビズＩＤは、複数の行政サービスに共通してログインできる環境を提供するとともに、事業者が同一の情報を繰り返し入力・添付する手間の軽減にもつながることから、制度横断的な事業者識別・認証の基軸として明確に位置付けていくべきである。

その上で、事業者向け行政サービスにおいて、所在地や従業員数などの基礎的な情報、決算等の財務情報、各種認定・許可等の情報を含む、事業者に関する多様な情報について、横断的に連携・活用させていくことが必要である。

一方で、ＧビズＩＤを取得している法人の割合はいまだ約35%にとどまっている。このため、全ての法人及び個人事業主に対してＧビズＩＤを付与する仕組みの構築が求められる。例えば、新規に開業する法人や個人事業主に対し、法人設立登記や開業等の手続と同時にＧビズＩＤを自動的に付与することや、ＧビズＩＤ未保有の法人が役員変更登記等を行う際に自動付与することなど、国の責務において、より強力にＧビズＩＤの取得を進める仕組みを整備していくことが重要である。

あわせて、こうした仕組みが構築されるまでの間においても、ＧビズＩＤの取得や利用の促進に向け、法人及び個人事業主への普及啓発の一層の強化や、デジタルに不慣れな個人事業主等に対する手厚いサポートを講じていくことが不可欠である。

さらに、事業者がＧビズＩＤを取得するメリットを実感できるよう、行政における事業者向けの各種手続においてＧビズＩＤ対応を必須とするとともに、国による財政的支援などを通じて、地方自治体におけるＧビズＩＤ対応が着実に進む仕組みを構築していくことが求められる。

また、地方自治体における補助金申請や届出等の手続は、事業者単位ではなく支店や支所等の事業所単位で行われることが多い。例えばＪグランツでの補助金申請においては、事業所単位の申請管理ができないなどの不便な状況がある。事業所を単位とするアカウント管理を可能とするなど、ＧビズＩＤにおける事業所情報の在り方を見直すことで、事業所単位での手続における利便性の向上を図ることが求められる。

さらに、事業者が行政手続を行う際のワンストップ化等を目指して国がアルファ版の提供を開始したＧビズポータルについても、今後、自治体の手続等との連携を進めることで、さらなる利便性向上につながるものと考えられる。

＜具体的要求内容＞

（１）ワンスオンリー・ワンストップでの手続を可能とし、より適切かつ効果的な行政サービスの提供につなげるため、事業者向け行政サービスにおいて、ＧビズＩＤを事業者識別の基軸として位置付け、ＧビズＩＤをキーとして事業者に関する多様なデータを連携・活用できる方策を講じること。

（２）国の責務において、全ての法人及び個人事業主がＧビズＩＤを必ず取得す

る仕組みを整備すること。
（３）上記の仕組みが構築されるまでの間においても、ＧビズＩＤの取得や利用促進に向け、普及啓発を一層強化するとともに、デジタルに不慣れな事業者に対する手厚いサポートを行うなど、国の責務において必要な対策を講じること。
（４）事業者がＧビズＩＤのメリットを実感できるよう、行政における事業者向け手続においてはＧビズＩＤ対応を必須とするとともに、地方自治体がシステム改修等によりＧビズＩＤ対応を行う場合には、財政措置等の支援を講じること。
（５）事業者単位ではなく支店や支所等の事業所単位で行う手続における利便性向上のため、事業所を単位とするアカウント管理を可能とするなど、ＧビズＩＤにおける事業所情報の在り方を見直すこと。
（６）国が整備を進めるＧビズポータルでは、地方自治体の手続情報等も横断検索の対象とするとともに、自治体の手続サイトにもワンストップでつなぐなど、事業者の利便性向上を図ること。